

## 【韓国】 個人情報保護法の改正—新たな賠償制度の導入—

海外立法情報課 藤原 夏人

\* 個人情報保護法が改正され、損害額の証明なしに一定額までの賠償請求が可能な法定損害賠償制度と、損害額を超える賠償命令が可能な懲罰的損害賠償制度が導入された。

### 1 背景と経緯

2011年3月、個人情報保護法制の基本法となる個人情報保護法が制定された(本誌248-2号(2011年8月)参照)。しかし、その後も大規模な個人情報の漏洩が相次いでいる。とりわけ2014年1月に発覚した大手クレジットカード会社3社による個人情報漏洩事件では、延べ1億件以上の個人情報が漏洩し、大きな社会問題となった。

これを受けて2014年5月、オンライン上の個人情報保護について規定する「情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律」(以下「情報通信網法」)が改正され、個人情報保護対策が強化された。これにより、被害者が具体的な損害額を立証しなくても、300万ウォン(1ウォンは約0.1円)以下の範囲で賠償を請求できる「法定損害賠償制度」や、情報漏洩企業に対し、関連売上高の3%までの課徴金を課することができる制度が導入された(本誌261-2号(2014年11月)参照)。

さらに2014年7月、政府においても「個人情報保護正常化対策」が策定され、今後、①「法定損害賠償制度」の個人情報保護法等への拡大、②故意又は重過失により個人情報を漏洩させた機関に対し、実際の被害額を超えて賠償させることができる「懲罰的賠償制度」の導入、③個人情報を不正な方法により取得し、営利又は不正な目的で漏洩させた者に対する罰則の強化、④犯罪収益の没収・追徴等の対策を進めることを明らかにした。

2014年11月、政府対策を反映させた個人情報保護法改正案が与党議員から提出された。同法案は国会審議の過程で他の複数の同法改正案と一本化され、2015年7月6日、国会本会議で可決された。同月24日に公布され、一部条項を除き公布と同日に施行された。

### 2 法改正の概要

#### (1) 法定損害賠償制度の導入(第39条の2)

個人情報保護法にも法定損害賠償制度が導入された。個人情報処理者(業務を目的に個人情報を扱う公共機関、法人及び個人等)の故意又は重過失により個人情報が紛失、盗難、流出、偽造、変造又は毀損されたときは、損害額の立証なしに300万ウォン以内の相当額を損害額として損害賠償を請求できる(最終的な損害額は300万ウォン以内で裁判所が認定)。ただし、個人情報処理者が故意又は重過失がなかったことを立証した場合を除く。

#### (2) 懲罰的損害賠償制度の導入(第39条)

個人情報処理者の故意又は重過失により個人情報が紛失、盗難、流出、偽造、変造又は毀損されたときは、裁判所が損害額の3倍を上限として損害賠償を命じることができる「懲罰的損害賠償制度」が導入された。ただし、個人情報処理者が故意又は重過失がなかった

ことを立証した場合を除く。

### (3) 個人情報保護の認証制度に関する規定の明文化（第 32 条の 2）

改正前の個人情報保護法では、個人情報保護の認証制度の基準等が法令に明記されていなかった。法改正により認証制度に関する条項が新設され、認証機関の指定及び取消しの法的根拠が明文化された。審査の具体的な基準等は大統領令で規定される。

### (4) 罰則の強化（第 70 条及び第 74 条の 2）

悪質な情報漏洩者に対する罰則を強化するため、「虚偽その他不正な手段・方法により他人が処理している個人情報を取得した後、これを営利又は不正な目的で第三者に提供した者及び提供を教唆・斡旋した者」を 10 年以下の懲役又は 1 億ウォン以下の罰金に処する条項が新設された。また、個人情報の不法漏洩等による犯罪収益を没収・追徴できる根拠条項が新設された。

### (5) 個人情報保護委員会（第 8 条、第 8 条の 2、第 9 条、第 11 条、第 40 条、第 63 条）

個人情報保護に関する事項を審議・議決するために大統領の下に設置される「個人情報保護委員会」（以下「保護委員会」）の機能及び権限が、次のように強化された。①3 年ごとに策定する個人情報保護基本計画の策定（改正前は行政自治部（部は省に相当）長官（以下「長官」）が策定）、②個人情報保護基本計画の策定のために関係省庁の長等に資料提出や意見陳述を要求できる権限の付与、③法律の制定又は改正を通じて個人情報処理を伴う政策や制度を導入・変更する際に、保護委員会が当該政策や制度の「個人情報侵害要因評価」を行い、所管官庁の長に対し改善勧告をしたり、勧告後の履行状況を点検したりできる権限の付与、④個人情報に関する紛争調停のために設置される「個人情報紛争調停委員会」の委員長を保護委員会委員長が委嘱し（改正前は長官が任命）、紛争調停業務を行政自治部から保護委員会へ移管、⑤個人情報保護法違反又はその疑いのある個人情報処理者等に命じて資料を提出させるよう、長官又は他の関係省庁の長に要求する権限の付与。

## 3 今後の課題

今回の法改正により、個人情報保護に関して改善の必要性が指摘されていた部分の法整備が相当程度進展したと評価する声がある。その一方で、情報通信網法に懲罰的損害賠償制度が規定されていないなど、依然として個人情報保護法制の法体系に不整合な部分が残っていることが指摘されている。法体系に係る問題点については、政府の個人情報保護正常化対策でも指摘されており、引き続き法整備が進められる見込みである。

参考文献（インターネット情報は 2015 年 10 月 19 日現在である。）

- ・「개인정보 보호법 일부개정법률안(대안)」 <[http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\\_id=PRC\\_W1M5V0B4T3N0P1J1L1K8F3U3M6O8J1](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_W1M5V0B4T3N0P1J1L1K8F3U3M6O8J1)>
- ・「개인정보 유출 피해구제 강화된다」 안전행정부, 2015.7.31. <[http://www.mogaha.go.kr/frt/bbs/type010/commonSelectBoardArticle.do?bbsId=BBSMSTR\\_000000000008&nttId=42824](http://www.mogaha.go.kr/frt/bbs/type010/commonSelectBoardArticle.do?bbsId=BBSMSTR_000000000008&nttId=42824)>
- ・손주연「「개인정보 보호법」개정의 주요내용과 의의」국회입법조사처, 2015.8.24. <[http://www.nars.go.kr/brdView.do?brd\\_Seq=16965&currtpg=1&cmsCd=CM0018&category=a4&src=&srcTemp=&pageSize=10](http://www.nars.go.kr/brdView.do?brd_Seq=16965&currtpg=1&cmsCd=CM0018&category=a4&src=&srcTemp=&pageSize=10)>